

農地法第3条許可申請に必要な書類

※提出書類の原本還付が必要な場合は 原本＋コピー（1部）を提出ください。

◆必要書類

種 類		備 考
1	農地法第3条許可申請書	
2	申請者の身分証明書 (写)	・運転免許証、マイナバーカード 等の写し ※申請者本人が申請書を持参され、身分証明書の原本提示により本人確認ができる場合は、添付不要です。
3	登記事項証明書 (土地登記簿謄本) 申請日3か月以内のもの	・土地の全部事項証明書(原本)に限る。(登記情報提供サービスによる照会番号付き登記情報も可)
4	公図 申請日3か月以内のもの	・法務局備え付けの公図(原本)に限る。(登記情報提供サービスによる照会番号付き公図も可)
5	位置図	・申請地の位置及び付近の状況を示す図面(住宅地図など)

◇該当する場合は必要な書類

種 類		備 考
6	住民票	・市外に住民票を有する方
7	戸籍の附票	・住民基本台帳に掲載されている住所と登記事項証明書に記載されている住所が異なる場合
8	営農計画書	・新規に就農される場合、土地の復元が必要な場合等、必要に応じて添付する。
9	耕作面積証明書	・市外の方が市内の農地の権利を取得される場合
10	委任状	・代理申請、許可証の受け取りを委任される場合等
11	単独申請の根拠を証する書面	・単独申請の場合 例：入札調書の写し等
12	相続関係書類	・相続登記が未了の場合、相続関係を証する書面及び相続人全員の同意書
13	抵当権関係書類	・抵当権が設定されている場合、抵当権者の同意書

※申請者が法人の場合は、確認事項があるため、農業委員会事務局までお問い合わせください。